

環廃産発第 1704113 号

平成 29 年 4 月 11 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が 5,000mg/kg 以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版）」（以下「第 2 版」という。）をとりまとめ、平成 26 年 9 月 5 日付け環廃産発第 1409052 号により「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版）」に関して通知したところである。

今般、第 2 版に所要の事項を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれましては、同資料については、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。